beat/basic サービス 利用規約

富士ゼロックス株式会社

第1条 （利用規約の適用）

1. 富士ゼロックス株式会社（以下、当社といいます）は、beat/basic サービスの管理、運営者として、beat/basic サービス利用規約ならびに当該利用規約に付帯する基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表（以下、本利用規約と総称します）を定めます。
2. 当社、当社の販売会社（本利用規約において当社の県別特約店を含みます）もしくは当社もしくは当社の販売会社が定めた販売店（以下、総称してサービス提供者といいます）は、本利用規約を遵守することを条件として、beat/ basic サービスを契約していただいたお客様（以下、お客様といいます）に第 4 条に定める beat/ basic サービスを提供します。
3. 第 3 条第 10 号で定義するサービス契約と本利用規約の契約条項が矛盾・抵触する場合、本利用規約が優先して適用されます。

第2条 （利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更にあたっては、当社はお客様にその内容を当社が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法により通知するものとします。ただし、この通知がお客様に到達しない場合であっても、変更後の利用規約を適用するものとします。

第3条 （定義）

本利用規約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1) 本サービスとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供する、次条に定めるサービスを意味します。
(2) beat-box とは、当社がお客様に無償で貸与する本サービスの提供に必要な機械装置を意味します。
(3) beat-noc とは、本サービスの提供を管理する当社指定のセンターを意味します。
(4) ソフトウェアとは、本利用規約にもとづき当社がお客様に提供する当社所定のコンピューター・プログラムを意味します。
(5) PC とは、お客様が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
(6) ISP とは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
(7) お客様等とは、お客様およびお客様とサービス提供者所定の複数拠点接続サービスを共有する他の契約者を意味します。
(8) コミュニティとは、お客様等がサービス提供者所定の複数拠点接続サービスを契約した場合、お客様等に設置された beat-box の集合を意味します。
(9) コミュニティ責任者とは、お客様等が承認したコミュニティの管理責任者を意味します。
(10) サービス契約とは、お客様とサービス提供者との間で成立する beat/basic サービスに関する契約を意味します。
(11) 設置場所とは、本サービスの対象となる機器等の日本国内における仕様場所を意味します。

第4条 （本サービスの内容）

1. お客様が、サービス契約にて契約した基本サービス（以下、基本サービスといいます）のサービス内容は後記記載の基本サービス契約条項のとおりとし、基本サービスに付加するオプションサービス（以下、オプションサービスといいます）の内容は、後記記載のオプションサービス条項一覧表のとおりとします。
2. お客様は、サービス契約にて基本サービスを契約した場合、当該契約にともなう初期登録サービスをあわせて契約するものとします。
   (1) お客様が後記記載の基本サービスのいずれかを契約した場合、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。
      ① beat-box の設置
      ② お客様の LAN(HUB 等)、モデムへの beat-box 付属ケーブルの接続
      ③ beat-noc への接続設定
   (2) 本項の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
      ① クライアント PC の設置および環境設定
      ② LAN の構築や配線
      ③ モデムの設置または設定
   (3) 第 1 号の作業において、お客様が利用する ISP 指定の ID およびパスワード等、設置作業に必要な情報をお客様がサービス提供者の技術者に開示せず、サービス提供者の技術者が当該設置作業を完了できない場合、当該設置作業を完了するまでに要したサービス提供者の技術者訪問回数に応じて、サービス提供者はお客様にサービス提供者所定の訪問料金を請求することができるものとします。
3. お客様が契約した本サービスの内容を変更する場合、お客様は本サービスの内容を変更する旨の注文を、サービス提供者所定の書面で申し込むことができます。

第5条 （提供条件）

サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。

(1) 本サービスで利用するブロードバンド回線、ダイヤルアップ接続回線等の通信回線および ISP の提供品質等について、サービス提供者は責任を負いません。
(2) 前号のブロードバンド回線または ISP はお客様の費用と責任で、各事業者と契約し、お客様は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。
(3) お客様が使用するブロードバンド回線の速度が、64kbps を下回った場合には、サービス契約に記載の各基本サービスが提供できない場合があります。また、オプションサービスを使用する場合、当社は別途回線速度の制限を設けることがあります。
(4) お客様は beat-box で受信したメールを他のメールサーバーに転送することができないものとします。
(5) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的で当社がリモートで beat-box にアクセスすることを当社に許可するものとします。
(6) サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。
(7) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat-box および beat-box に格納するソフトウェア以外の機械装置,器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとします。
(8) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
(9) お客様は、サービス提供者が要請した場合、beat-box に接続する機械装置,コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境,接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、お客様の費用と責任において調査するものとします。
(10) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
      ① 当社所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または当社所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
      ② 誤操作,落下,電磁的影響,強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
      ③ beat-box 以外の機械装置, beat-box 付属ケーブル以外のケーブルまたはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害
      ④ サービス提供者が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは 改造または当社が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害
      ⑤ 火災,風水害,地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害
      ⑥ 当社の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害
      ⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧,お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
      ⑧ 高所作業,重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

(11) サービス契約第 7 条にもとづきお客様が beat-box の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により、本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第 6 条第 1 項で定義する料金等をサービス提供者に支払うものとします。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとします。

第6条 (beat-box 等の所有権)

1. beat-box および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. お客様の故意または過失により、beat-box が故障,破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者に生じた損害を賠償するものとします。
3. お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押,仮差押,仮処分,公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、beat-box が当社の所有に属することを主張,証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。

第7条 (免責)

1. サービス提供者は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等という)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること, 本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと, 本サービス等が当社所定の稼働環境以外の環境で動作すること, 本サービス等に含まれている機能のすべてがお客様により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. 不正アタック,ウイルス,通信上の不法行為等によりお客様に損害が発生した場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
3. 前 2 項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティーに対するサービス提供者の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第8条 (お客様の責任)

1. お客様は、当社が推奨する PC の動作環境ならびに当社が指定する内容でPCおよび beat-box を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。
   (1) お客様は、beat-box および beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
   (2) beat-box の盗難,破壊,不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. お客様は、beat-box について、次の行為を行わないものとします。
   (1) 当社が指定したコネクターおよびスロット以外のものを beat-box に接続すること
   (2) beat-box を分解すること
   (3) beat-box に独自のプログラムをインストールすること
   (4) 本サービス以外の目的に beat-box を使用すること
4. お客様は、ソフトウェアの使用にあたり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. お客様は、ソフトウェアの全部または一部について、サービス契約の有効期間中および終了後に次の行為を行わないものとします。
   (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
   (2) 第三者に対する再使用権の設定
   (3) 解析(逆アセンブル),翻案(逆コンパイル)その他のリバース・エンジニアリング
   (4) 変更,切除その他の改変
   (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(第 9 条第 1 項に定める適用除外情報を除く)の開示
   (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示,販売,賃貸,使用許諾
6. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
   (1) サービス提供者あるいは第三者の名誉,信用,プライバシー等の人格的利益を侵害する行為,またはそのおそれのある行為
   (2) サービス提供者あるいは第三者の著作権,その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
   (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (5) サービス提供者あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
   (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
   (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (10) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (12) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、サービスを利用して使用し、または、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
   (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
   (15) その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
   (16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第9条 (機能変更・停止)

1. サービス提供者は、機能改良,サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック,ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与している beat-box を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。
2. 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。
3. お客様が使用する beat-box を本条第 1 項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、当社は仕様変更後の beat-box をお客様に貸与することがあります。

第10条(サービス提供の制限・中断)

1. サービス提供者は、天災,事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援,交通,通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信,その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め本サービスの提供を制限する措置を採ることがあります。
2. サービス提供者は、本サービスで使用するサービス提供者の設備の保守,工事、法定点検、または障害等やむを得ないときには、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
3. 本サービスの全部または一部の提供を中断する場合、サービス提供者はお客様に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
4. 本条の定めにより、本サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等は返還されないものとします。

第11条 (提供停止)

1. お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

(1) サービス契約または本利用規約上の債務の履行を怠ったとき
(2) 第 8 条（お客様の責任）の規定に違反したとき
(3) 本サービスの利用に関し、直接または間接にサービス提供者または第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
(4) 当社所定の beat サービスユーザーズガイド等に記載する安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
(5) サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等の支払いを怠ったとき
(6) その他、サービス提供者が本サービスの提供を不適当と判断するとき

2. お客様が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、サービス提供者は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第12条（一部サービスの終了）

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、本サービスのうち一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、サービス提供者は 6 ヵ月前までに当該サービスの利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第13条（解約加算金）

サービス契約第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から 1 年後の応当日の前日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第 13 条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日から契約満了日までの期間に応じて日割計算したサービス料金のうち基本サービスの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。

第14条（損害賠償）

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、損害の原因となったサービスに係わるサービス契約第 4 条に定めるサービス料金(「サービス料金」が月額払いの場合は1ヵ月分の「サービス料金」とし、「サービス料金」が年額払いの場合は1年分の「サービス料金」とし、「サービス料金」が一括払い方式として定められている場合は該当する「サービス料金」とします)を上限とする通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。

第15条（サービス契約終了時の措置）

1. 基本サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与された beat-box および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。
2. 前項の場合、お客様は当社から貸与された製品等に格納されたお客様の情報を、お客様の費用と責任で消去するものとし、サービス提供者は本サービスの提供により取得したお客様の情報を、サービス提供者の費用と責任で消去するものとします。

第16条（その他）

その他の事項については、サービス契約のとおりとします。

平成 27 年 4 月 10 日　制定

以上

基本サービス契約条項

【beat/basic サービス】

1. お客様が、基本サービス basic サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
   (1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box、beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新を監視します。
   (2) beat-box により、次の機能等を提供します。
   ①ファイアウォール機能
   ②IP アドレスの自動割り当て
   ③固定 IP アドレスの手動確保、一覧、確保解除
   ④利用者の追加・削除
   ⑤グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
   ⑥メーリングリストの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
   ⑦共有フォルダーの追加・削除、責任者およびアクセス権の変更
   ⑧メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
   ⑨ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
   ⑩迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加（お客様が選択した場合）
   ⑪ホームページ作成ツールの提供
   ⑫クライアント PC の状況監視
   (3) 当社は、前号のウイルスチェック機能において、常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
   ①最新のウイルス
   ②https でダウンロードする全てのファイル
   ③http および ftp でダウンロードする一部のファイル
   (4) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先（以下、コンタクトセンターといいます）において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様が本契約で選択した基本サービス basic サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
   (5) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者が指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
   beat-box のエラーコード表示やインジケータの確認、ケーブルの接続確認、beat-box などの関連する機器の電源確認、PC での簡単な操作など、軽微な作業
   (6) サービス提供者が第 4 号および第 5 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、次のとおりとします。
   ①コンタクトセンターの対応時間帯
   〈1〉 平日：9 時（電話受付のみ 8 時）から 21 時まで
   〈2〉 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日
   9 時から 18 時まで
   ②サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
   サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 で定める基本サービスにオプションサービスの付加を契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は別添のオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。

以上

【beat/branch サービス】

1. お客様が、基本サービス branch サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
   (1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box の状況を監視します。
   (2) お客様等のいずれかが契約したサービス提供者所定のハブ拡張サービスで定めるブランチハブまたはブランチハブⅡを介して本項第 3 号乃至第 7 号のサービスをお客様に提供します。
   (3) ブランチハブ,ブランチハブⅡまたはブランチに設置された beat-box により、次の機能等を提供します。
   ① ファイアウォール機能
   ② IP アドレスの自動割り当て
   ③ 固定 IP アドレスの手動確保、一覧、確保解除
   ④ 利用者の追加・削除
   ⑤ グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
   ⑥ メーリングリストの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
   ⑦ 共有フォルダーの追加・削除、責任者およびアクセス権の変更
   ⑧ メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
   ⑨ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
   ⑩ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加（お客様が選択した場合）
   ⑪ ホームページ作成ツールの提供
   ⑫ クライアント PC の状況監視
   (4) サービス提供者は、前号のウイルスチェック機能において、常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
   ① 最新のウイルス
   ② https でダウンロードする全てのファイル
   ③ http および ftp でダウンロードする一部のファイル
   (5) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先（以下、コンタクトセンターといいます）において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様がサービス契約で選択した基本サービス basic サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
   (6) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
   ① beat-box のエラーコード表示やインジケータの確認
   ② ケーブルの接続確認
   ③ beat-box などの関連する機器の電源確認
   ④ PC での簡単な操作など、軽微な作業
   (7) サービス提供者が第 5 号および第 6 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
   ① コンタクトセンターの対応時間帯
   〈1〉 平日：9 時（電話受付のみ 8 時）から 21 時まで
   〈2〉 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日
   9 時から 18 時まで
   ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
   サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 項で定める基本サービスにオプションサービス（付加可能なサービスに限ります）の付加を契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容はオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。
4. 第 1 項第 2 号記載のブランチハブのハブ拡張サービスまたはブランチハブⅡのハブ拡張サービスⅡが解約された場合、基本サービス branch サービスも解約されるものとします。

以上

【beat/branch-lite サービス】

1. お客様が、基本サービス branch-lite サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
   (1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box の状況を監視します。
   (2) お客様等のいずれかが契約したサービス提供者所定のハブ拡張サービスⅡで定めるブランチハブⅡを介して本項第 3 号乃至第 7 号のサービスをお客様に提供します。
   (3) ブランチハブⅡまたはブランチライトに設置された beat-box により、次の機能等を提供します。
      ① ファイアウォール機能
      ② IP アドレスの自動割り当て
      ③ 固定 IP アドレスの手動確保、一覧、確保解除
      ④ 利用者の追加・削除
      ⑤ グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
      ⑥ メーリングリストの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
      ⑦ 共有フォルダーの追加・削除、責任者およびアクセス権の変更
      ⑧ メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
      ⑨ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
      ⑩ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加(お客様が選択した場合)
   (4) サービス提供者は、前号のウイルスチェック機能において、常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
      ① 最新のウイルス
      ② https でダウンロードする全てのファイル
      ③ http および ftp でダウンロードする一部のファイル
   (5) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下、コンタクトセンターといいます)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様が本契約で選択した基本サービス basic サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
   (6) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
      ① beat-box のエラーコード表示やインジケータの確認
      ② ケーブルの接続確認
      ③ beat-box などの関連する機器の電源確認
      ④ PC での簡単な操作など、軽微な作業
   (7) サービス提供者が第 5 号および第 6 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
      ① コンタクトセンターの対応時間帯
      〈1〉 平日:9 時(電話受付のみ 8 時)から 21 時まで
      〈2〉 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日
      9 時から 18 時まで
      ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
      サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 項の基本サービスにオプションサービス(付加可能なサービスに限ります)の付加を契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は別添のオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。
4. 第 1 項第 2 号記載のブランチハブⅡのハブ拡張サービスⅡが解約された場合、基本サービス branch-lite サービスも解約されるものとします。

以上

オプションサービス条項一覧表

全ての基本サービスのそれぞれに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat/isp サービス beat/isp-lite サービス	(1) お客様が通信事業者との契約にもとづきお客様の費用負担で使用するブロードバンド回線においてお客様がインターネットを利用できる表記記載のサービスを提供します。 (2) お客様がサービス提供者所定の基準を超える大量のトラフィック量を発生させた場合には、サービス提供者はisp サービスのトラフィック量を制限することがあります。 (3) サービス提供者の責に帰すべき事由により、お客様にisp サービスを提供できなかったときは、お客様がisp サービスをまったく利用できない状態にあることをサービス提供者が知った時刻から起算して24 時間以上、isp サービスがまったく利用できなかったときに限り、その月のbeat サービス料金を限度としてお客様の損害を賠償するものとします。ただし、サービス提供者の故意または重過失による場合は、この限りではありません。 (4) 前項の定めにかかわらず、通信事業者との契約にもとづきお客様が使用するブロードバンド回線の障害に起因して、お客様がispサービスを利用できない場合、サービス提供者はお客様にその損害を賠償する責めを負わないものとします。

基本サービス basic サービス および基本サービス branch サービスのそれぞれに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat 回線二重化設定サービス	(1) サービス提供者は、beat-boxとインターネット間の接続において2 つの通信回線を利用可能とする機能を提供します。 (2) 回線二重化設定サービスを利用する場合、オプションサービスのispサービス契約は1種類に限るものとします。
安心ファクスサービス	(1) サービス提供者は次のサービスを提供します。 お客様は、beat-box にサービス提供者所定のデジタル複合機を登録することにより、FAX の誤送信抑止につながる次の機能が利用できます。 ①宛先表管理機能 ②テストファクス機能 ③ファクス送信ログ表示機能 (2) サービス提供者が安心ファクスサービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ①beat-box に登録するデジタル複合機は、サービス提供者が別途提示する対応機種一覧表にある機種であり、かつ必要なオプションが装着されていること。 ②beat-box に登録するデジタル複合機は、サービス提供者所定の接続数以下であること。 (3) サービス提供者は、安心ファクスサービスの利用によって、あるいは利用できなくなったことによってお客様に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前からサービス提供者あるいは第三者が警告していたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

基本サービス basic サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat 利用者追加サービス	(1) お客様は、10 アカウント単位でサービス提供者所定のアカウントを上限として申し込めるものとします。 (2) お客様は、前号で追加されたユーザーの数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat アカウント入力代行サービス	(1) サービス提供者はお客様のメールアカウントの入力を代行します。ただし、メールアカウントの入力は、サービス提供者所定のアカウント数以下までとします。 (2) お客様は、前号のアカウント数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat 複数拠点接続サービス	(1) お客様等が、複数拠点接続サービスを契約した場合、お客様等に設置された beat-box をインターネット上の暗号化により保護された通信経路を介して相互に接続し、各 beat-box に接続されたLAN間における通信およびメール・共有フォルダー等のサービスを提供します。 (2) コミュニティにおいて、お客様等に指定された者が特定する1台の beat-box をハブと称し、その他の beat-box をスポークと称します。また、ブランチハブおよびブランチならびにブランチハブⅡおよびブランチライトは、ハブ拡張サービスおよびハブ拡張サービスⅡで定めるとおりとします。 (3) お客様等は、前号にもとづき特定されたハブ、スポークについて、次の事はできません。 (ア) ハブをスポークに変更すること、またはスポークをハブに変更すること。 (イ) ハブについて基本サービス basic サービスおよび複数拠点接続サービス等の本サービスを解約すること。 (ウ) スポークについて複数拠点接続サービスのみを解約すること。 (4) サービス提供者が複数拠点接続サービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① お客様等は、ハブの契約者がコミュニティ責任者となることを承諾します。 ② あらたにコミュニティに 基本サービス basic サービスを追加する場合、またはコミュニティから脱退する場合、お客様等はコミュニティ責任者の書面による事前承諾を得るものとし、サービス提供者はコミュニティ責任者の承認がお客様等の総意であるとみなします。 ③ サービス提供者が指定する種類のドメインを、お客様が所有していること。 ④ ハブ、スポーク、ブランチハブ、ブランチ、ブランチハブⅡ、ブランチライトに対し前記③のドメインが指定されていること。 ⑤ ハブ、スポーク、ブランチハブ、スポーク・ブランチ、ブランチハブⅡ、ブランチライト以外のbeat-boxに対して前記③のドメインが指定されていないこと。 ⑥ ハブ、スポーク、ブランチハブ、ブランチ、ブランチハブⅡ、ブランチライトの総数がサービス提供者所定の台数以下であること。

基本サービス basic サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
	⑦ ハブ、スポーク、ブランチハブ、ブランチ、ブランチハブⅡ、ブランチライトのユーザー数がサービス提供者所定のアカウント数以下であること。 ⑧ beat-idc を利用する場合、idc ホスティングディスク容量追加サービスの定めにかかわらず、ホームページ公開用の容量は 280Mbyte を限度とします。 ⑨ ハブまたはブランチハブまたはブランチハブⅡの設置場所の回線は、サービス提供者が指定する種類のブロードバンド回線であること。 ⑩ ハブまたはブランチハブまたはブランチハブⅡのインターネット側の IP アドレスは、グローバルであること。 ⑪ ハブおよびスポークまたはブランチハブまたはブランチハブⅡの設置場所でファイアウォール等の機器を使用する場合、サービス提供者に事前に通知の上、サービス提供者所定の設定を行うこと。 ⑫ お客様がコミュニティにおいて社内メールサービスを使用する場合、ハブまたはブランチハブまたは、ブランチハブⅡの設置場所に社内メールサービスの環境があること。 ⑬ 同一コミュニティに属する beat-box 相互間または beat-box とインターネット間の回線の提供品質によって、複数拠点接続サービスが利用できないときでもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
beat ハブ拡張サービス	複数拠点接続サービスの付加を契約すると同時にコミュニティのハブにハブ拡張サービスの付加を契約した場合の内容は次のとおりとします。 (1) ブランチ拠点収容機能 ① 基本サービス branch サービスのハブ拠点の機能を提供するハブ拡張サービスを契約した拠点をブランチハブと称し、基本サービス branch サービスを締結した拠点をブランチと称します。 ② 複数拠点接続サービスに記載するスポークからの接続に加え、1つ以上のブランチからの接続を受け入れます。 (2) 代理ウイルスチェック機能 ブランチからのインターネット通信（http,ftp）およびメールの送受信に対しウイルスチェックを実施します。 (3) 他拠点管理機能 収容するブランチの設定変更および電源管理を実施します。なお、電源管理は 1 つ以上のブランチに対し停止または再起動を指示するための機能で停止または再起動の完了までを保証するものではありません。 (4) QoS 優先制御機能 指定する通信を他の通信より優先して転送します。なお、本機能は指定する通信の品質劣化および遅延を減少させるための機能であり、その通信を高速化するための機能ではありません。また、通信の品質劣化および遅延の改善を保証するものではありません。 (5) お客様等は、複数拠点接続サービスで特定されたハブ、スポークおよび第 1 号で特定されたブランチハブ、ブランチについて、次の事はできません。 ① ブランチハブをブランチに変更すること、またはブランチをブランチハブに変更すること。 ② ブランチをスポークに変更すること、またはブランチハブをハブに変更すること。 ③ スポークをブランチに変更すること、またはハブをブランチハブに変更すること。 ④ ブランチから直接インターネットにアクセスすること、および直接メールを送受信すること。 ⑤ ブランチハブについて基本サービス basic サービスおよびハブ拡張サービス等の本サービスを解約すること。 ⑥ ブランチについて基本サービス branch サービスのみを解約すること。 (6) サービス契約第 3 条第 2 項にもとづき、ハブ拡張サービスを解約した場合、コミュニティに接続されているブランチの基本サービスである基本サービス branch サービスは解約されるものとします。
beat ハブ拡張サービスⅡ	複数拠点接続サービスの付加を契約すると同時にコミュニティのハブにハブ拡張サービスⅡの付加を契約した場合の内容は次のとおりとします。ただし、お客様の環境によっては、別途サービス提供者が提供する beat-box 移行登録サービスに契約いただくことを条件とする場合があります。 (1) ブランチ・ブランチライト拠点収容機能 ① 基本サービス branch サービスおよび基本サービス branch-lite サービスのハブ拠点の機能を提供するハブ拡張サービスⅡを契約した拠点をブランチハブⅡと称し、基本サービス branch サービスを締結した拠点をブランチ、基本サービス branch-lite サービスサービスを締結した拠点をブランチライトと称します。 ② 複数拠点接続サービスで特定されたスポークからの接続に加え、1つ以上のブランチまたはブランチライトからの接続を受け入れます。 (2) 代理ウイルスチェック機能 ブランチまたはブランチライトからのインターネット通信（http,ftp）およびメールの送受信に対しウイルスチェックを実施します。 (3) 他拠点管理機能 収容するブランチまたはブランチライトの設定変更および電源管理を実施します。なお、電源管理は 1 つ以上のブランチまたはブランチライトに対し停止または再起動を指示するための機能で停止または再起動の完了までを保証するものではありません。 (4) QoS 優先制御機能 指定する通信を他の通信より優先して転送します。なお、本機能は指定する通信の品質劣化および遅延を減少させるための機能であり、その通信を高速化するための機能ではありません。また、通信の品質劣化および遅延の改善を保証するものではありません。 (5) お客様等は、複数拠点接続サービスで特定されたハブ・スポーク、および、ハブ拡張サービスで特定されたブランチハブ・ブランチ、ならびに、ハブ拡張サービスⅡ特定されたブランチハブⅡ・ブランチ・ブランチライトついて、次の事はできません。 ① ブランチハブⅡをブランチまたはブランチライトに変更すること、またはブランチまたはブランチライトをブランチハブⅡに変更すること。 ② ブランチまたはブランチライトをスポークに変更すること、またはブランチハブⅡをハブに変更すること。 ③ スポークをブランチまたはブランチライトに変更すること、またはハブをブランチハブⅡに変更すること。 ④ ブランチをブランチライトに変更すること、またはブランチライトをブランチに変更すること。

基本サービス basic サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
	⑤ ブランチハブⅡをブランチハブに変更すること。 ⑥ ブランチまたはブランチライトから直接インターネットにアクセスすること、および直接メールを送受信すること。 ⑦ ブランチハブⅡについて基本サービスbasicサービスおよびハブ拡張サービスⅡ等の本サービスを解約すること。 ⑧ ブランチについて基本サービスbranchサービスのみを、ブランチライトについて基本サービスbranch-liteサービスのみを解約すること。 (6) サービス契約第3条第2項にもとづき、ハブ拡張サービスⅡを解約した場合、コミュニティに接続されているブランチまたはブランチライトの基本サービスである基本サービス branch サービスまたは基本サービス branch-lite サービスサービスは解約されるものとします。
文書ストレージサービス	(1) 文書ストレージサービスのメニューは次のとおりとします。 ① 文書ストレージサービス (3GB) サービス提供者のデータセンター(以下IDCという)に格納できるデータ総量を3GB上限とします。 ② 文書ストレージサービス (5GB) IDCに格納できるデータ総量を5GB上限とします。 ③ 文書ストレージサービス (10GB) IDCに格納できるデータ総量を10GB上限とします。 ④ 文書ストレージサービス (20GB) IDCに格納できるデータ総量を20GB上限とします。 ⑤ 文書ストレージサービス (50GB) IDCに格納できるデータ総量を50GB上限とします。 (2) お客様が文書ストレージサービスの付加を契約した場合、お客様はサービス提供者が別途交付する文書ストレージサービス利用規約に同意したものとみなされます。 (3) 文書ストレージサービスの制限事項 ① 文書ストレージは、文書の属性、検索用インデックスなども保持するため、IDC へ格納に必要なデータ総量は文書のサイズの合計よりも大きくなります。 ② IDCに格納できる文書数の上限は、100,000件とします。文書総数が上限に達した場合は、新たに文書を格納することはできません。 ③ 1文書あたりのサイズの上限は400MBとし、400MBを超える文書を格納することはできません。 ④ IDCに格納できるフォルダーの上限は、5,000件とします。フォルダー数が上限に達した場合は、新たなフォルダーを格納することはできません。 ⑤ お客様は、契約したメニューのデータ総量上限から下位のデータ総量上限のメニューに変更する場合、発注前にIDCに格納しているデータ総量を変更するメニューの上限以下に減らす必要があります。 ⑥ お客様は、本サービスを解約する場合、事前にIDCに格納しているデータ総量を1GB以下に減らす必要があります。 ⑦ 前記⑤または⑥を満たすまで、お客様は本サービスを変更または解約することができません。 ⑧ 本オプションメニューはIDC格納できる総量のいずれか一つの契約になります。複数の総量は契約できません。
beat リモートアクセスサービス	(1) お客様は、beat-boxにLAN接続していないPC(以下外部PCという)からインターネットを介してbeat-boxにアクセスし、次のことが実施できます。 ① beat-boxのメールサービスの利用 ② beat-boxの共有フォルダーの利用 ③ beat-boxのWWWサービスのアクセス ④ beat-boxに接続する機械装置にアクセスし、プリンターへの印刷指示、WWW サービスへのアクセス、ファイルサービスへのアクセス ⑤ お客様が複数拠点接続サービスを契約している場合、インターネットを介してアクセスした beat-box 以外の beat-box へアクセスし、当該 beat-box の共有フォルダーの利用、簡易グループウェアの利用、当該beat-boxにLAN接続された機器へのアクセス (2) サービス提供者がリモートアクセスサービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① 外部PCから接続するbeat-boxにはグローバルIPアドレスが割り当てられていること。 ② リモートアクセスサービスの同時利用は、サービス提供者所定の接続数以下であること。 (3) お客様が付与するリモートアクセス権は、お客様の責任で管理するものとします。 (4) お客様は、リモートアクセスサービスの利用者が本サービスに接続する外部PC・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。 (5) お客様は、リモートアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。 ① リモートアクセスサービス用にサービス提供者がお客様に提供する接続ツール(以下接続ツールという)を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。 ② お客様が指定した基本サービス basic サービス、基本サービス branch サービスまたは基本サービス branch-lite サービスサービスの利用者以外に、接続ツールを配布すること。 ③ 基本サービス basic サービス、基本サービス branch サービスまたは基本サービス branch-lite サービスサービスの利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。 ④ 接続ツールのリバースエンジニアリング、接続定義ファイルの解析を行うこと。 ⑤ リモートアクセスによりbeat-boxと接続されている外部PCをLANに接続し、当該LANに接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部PCを利用すること。 (6) リモートアクセスサービスが終了した場合、お客様は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。

基本サービス basic サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat リモートアクセスサービス(モバイル端末用)	(1) 次号で定めるモバイル端末でリモートアクセスサービスを利用する場合の条件は、以下のとおりとします。 (2) リモートアクセスサービス(モバイル端末用)において、モバイル端末とは、お客様が使用する Apple 社製(iOS)または Google 社製(Android)オペレーティングシステムソフトウェアを搭載した端末を意味します。 (3) お客様は、beat-box に LAN 接続していないモバイル端末(以下外部モバイル端末という)からインターネットを介して beat-box にアクセスし、次のことが実施できます。 ① beat-box のメールサービスの利用 ② beat-box の WWW サービスのアクセス (4) サービス提供者がリモートアクセスサービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① 外部モバイル端末から接続する beat-box にはグローバル IP アドレスが割り当てられていること。 ② リモートアクセスサービスの同時利用は、サービス提供者所定の接続数以下であること。 ③ サービス提供者が動作検証した外部モバイル端末であること。 (5) お客様が付与するリモートアクセス権は、お客様の責任で管理するものとします。 (6) お客様は、本サービスの利用者が本サービスに接続する外部モバイル端末・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。 (7) お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。 ① リモートアクセスサービス用にサービス提供者がお客様に提供する接続ツール(以下、接続ツールという)を複製または解析、改変する行為 ② 接続ツールを通信回線を利用し頒布する行為、および第三者へ譲渡、販売、賃貸、使用許諾、再使用許諾する行為 ③ 接続ツールに直接記録されているかまたは接続ツールが記録、格納されている媒体に表示されている所有権および無体財産権の権利表示を除去、削除または変更する行為 ④ リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部モバイル端末を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして利用すること。
beat モバイルメールサービス	(1) お客様は、beat-box に受信したメールについて、以下の機能を利用できます。 ① インターネット対応携帯電話から株式会社 fonfun(以下リモートメールサービス提供会社という)のリモートメールサービスを利用して、beat-box に受信したメールを閲覧および削除すること(以下リモートメール連係機能という)。 ② beat-box に受信したメールの件名を、指定した携帯電話アドレスへ転送すること(以下着信通知機能という)。 (2) サービス提供者は、リモートメールサービス提供会社のリモートメールサーバーと beat-box の通信を仲介する中継サーバーを設置し管理します。 (3) サービス提供者がお客様にモバイルメールサービスを提供する条件は、次のとおりとします。 ① リモートメール連係機能で接続する beat-box には、グローバル IP アドレスが割り当てられていること。 ② リモートメールサービスはリモートメールサービス提供会社の提供する携帯コンテンツサービスであり、リモートメールサービスの利用に関しては、携帯電話利用者の責任でリモートメールサービス提供会社の利用規約に同意し、規約に基づくリモートメールサービス利用料を負担します。また、リモートメールサービスの提供条件およびサービス品質等については、サービス提供者はその責任を負わないものとします。 ③ 携帯電話の通信料金は、携帯電話利用者が負担するものとします。また、携帯電話の通信品質等について、サービス提供者はその責任を負わないものとします。 ④ サービス提供者は、着信通知機能の転送先メールアドレス設定の間違い等による障害やそれに伴ういかなる損害に関して責任を負わないものとします。 ⑤ お客様がお客様の判断で任意に付与するモバイルメール権は、お客様の責任で管理するものとします。 (4) モバイルメールサービスでは、第 5 条第 4 項を適用しないものとします。
beat PC クライアント アンチウイルスサービス	(1) サービス提供者が推奨するアンチウイルスプログラムをサービス提供者はお客様に提供します。 (2) お客様は、前号のライセンス数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat コンテンツフィルターサービス	サービス提供者は、デジタルアーツ株式会社提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能をお客様に提供します。
beat/asp サービス for サイボウズ(R)	(1) サイボウズサーバーとは、asp サービス for サイボウズ(R)でお客様の情報を格納する機械装置を意味します。 (2) サービス提供者は、サイボウズ株式会社が有するサイボウズ Office for ASP の機能および、サイボウズ Office ワークフロー、サイボウズ Office 報告書、サイボウズ Office プロジェクトをお客様に提供します。ただし、次に例示するサイボウズ Office のオプション等、サービス提供者所定のオプションは提供しません。 サイボウズ Office シンク、サイボウズ Office ケータイ、サイボウズ Office リモートサービス (3) お客様は、別途サービス提供者が交付したサイボウズ株式会社所定の使用許諾契約内容に同意したものとみなします。 (4) お客様が asp サービス for サイボウズ(R)で利用できるデータ容量は 1Gbyte とします。 (5) asp サービス for サイボウズ(R)を付加できる beat-box は、複数拠点接続サービスを契約していない beat-box および、ブランチハブ、ブランチハブⅡ、ハブ、スポークのみとします。 (6) asp サービス for サイボウズ(R)は 5 ユーザーまでとします。お客様が 6 ユーザー以上の利用を希望する場合、asp 利用者追加サービス for サイボウズ(R)を契約するものとします。ただし、追加はサービス提供者所定のユーザー数までとします。 (7) サービス提供者は、サイボウズサーバーメンテナンスのため、毎日 2 時から 6 時までサービスを停止します。 (8) サービス提供者は、お客様の了承を得ることなくサイボウズ Office のバーションアップができるものとします。 (9) サービス提供者は、asp サービス for サイボウズ(R)の利用によって、あるいは asp サービス for サイボウズ(R)が利用できなくなったことによってお客様に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前からサービス提供者あるいは第三者が警告していたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

基本サービス basic サービスのみに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
	(10) お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします ① お客様は、beat-idc ,beat-box,サイボウズサーバーおよび beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと ② asp サービス for サイボウズ(R)が終了した場合、サービス提供者はサイボウズサーバーに格納されたお客様の情報を、サービス提供者の費用と責任で消去するものとします。
beat/asp 容量追加サービス for サイボウズ(R)	(1) お客様は、1Gbyte 単位で最大 9Gbyte までデータ容量を追加できるものとします。 (2) 本サービスの制限 ① お客様は、追加したデータ容量を減じる場合、発注前に格納しているデータの容量を変更する容量以下に減らす必要があります。 ② お客様は、本サービスを解約する場合、事前にデータ容量を 1Gbyte 以下に減らす必要があります。 ③ 前記①または②を満たすまで、お客様は本サービスの変更または解約することができません。 ④ お客様は、本サービスのデータ容量は契約後、当月内は減らすことができません。
オンデマンドサービス for DocuWorks	(1) お客様は、サービス提供者所定のドキュメントハンドリングソフトウェア DocuWorks を表記記載の契約数の PC における一つのオペレーティングシステム(以下OSという)で利用できるものとします。 (2) DocuWorks をインストールした PC は、beat-box と通信することにより DocuWorks の使用権を更新することができ、最後の更新から 32 日以上 beat-box と通信しない場合、使用権は消滅するものとします。ただし、32 日経過後 beat-box と通信した時点で再度使用権を取得できるものとします。 (3) サービス提供者がオンデマンドサービス for DocuWorks をお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① お客様は、オンデマンドサービス for DocuWorks ソフトウェア使用許諾契約に同意するものとします。 ② 前号の PC が beat-box と通信可能でない場合、サービス提供者はオンデマンドサービス for DocuWorks の提供義務を免れるものとします。 (4) サービス提供者は、オンデマンドサービス for DocuWorksの利用によって、あるいは利用できなくなったことによってお客様に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前からサービス提供者あるいは第三者が警告していたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。 (5) お客様は、オンデマンドサービス for DocuWorks の契約数は契約後、当月内は減数できないものとします。